

○財務省告示第三百八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成三十年十二月三十日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成三十年十一月二十七日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

送 出 後				送 出 前			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
[略]				[同左]			
輸入統計品目表				輸入統計品目表			
[略]				[同左]			
統計番号	品 名	単 位		統計番号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
02.01	[略]			02.01	[同左]		
02.02	[略]			02.02	[同左]		
02.03	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）			02.03	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
	－生鮮のもの及び冷蔵したもの				－生鮮のもの及び冷蔵したもの		
0203.11	－－枝肉及び半丸枝肉			0203.11	－－枝肉及び半丸枝肉		
	010 －－－いのししのもの		KG		010 －－－いのししのもの		KG
	－－－その他のもの				－－－その他のもの		
	020 －－－課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格（関税暫定措置法別表第1の3又は同法別表第1の8の該当する号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの		KG		020 －－－課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格（関税暫定措置法別表第1の3又は同法別表第1の8の該当する号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの		KG
	－－－課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格（関税暫定措置法別表第1の3又は同法別表第1の8の該当する号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの				030 －－－課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格（関税暫定措置法別表第1の3又は同法別表第1の8の該当する号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの		KG
	031 －－－課税価格が1キログラムにつき、299円25銭未満のもの		KG				
	032 －－－課税価格が1キログラムにつき、299円25銭以上のもの		KG				
	040 －－－課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの		KG		040 －－－課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの		KG
0203.12	－骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）			0203.12	－骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		
	010 －－－いのししのもの		KG		010 －－－いのししのもの		KG

	----	その他のもの	
023	----	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格（関税暫定措置法別表第1の3又は同法別表第1の8の該当する号に定める価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。）以下のもの	KG
	----	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格（関税暫定措置法別表第1の3又は同法別表第1の8の該当する号に定める価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。）以下のもの	
024	-----	課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	KG
025	-----	課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	KG
022	----	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	KG
0203.19	--	その他のもの	
010	----	いのししのもの	KG
	----	その他のもの	
023	----	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	KG
	----	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	
024	-----	課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	KG
025	-----	課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	KG
022	----	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	KG
0203.21	--	枝肉及び半丸枝肉	
010	----	いのししのもの	KG
	----	その他のもの	
020	----	課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	KG
	----	課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格以下のもの	
031	-----	課税価格が1キログラムにつき、299円25銭未満のもの	KG

	----	その他のもの	
023	----	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格（関税暫定措置法別表第1の3又は同法別表第1の8の該当する号に定める価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。）以下のもの	KG
021	----	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格（関税暫定措置法別表第1の3又は同法別表第1の8の該当する号に定める価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。）以下のもの	KG
022	----	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	KG
0203.19	--	その他のもの	
010	----	いのししのもの	KG
	----	その他のもの	
023	----	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	KG
021	----	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	KG
022	----	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	KG
0203.21	--	枝肉及び半丸枝肉	
010	----	いのししのもの	KG
	----	その他のもの	
020	----	課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	KG
030	----	課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格以下のもの	KG

	032	<u>----- 課税価格が1キログラムにつき、299円25銭以上のもの</u>	KG
	040	----- 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	KG
0203.22		--骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	
	010	----いのししのもの ----その他のもの	KG
	023	----- 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	KG
		<u>----- 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの</u>	
	024	<u>----- 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの</u>	KG
	025	<u>----- 課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの</u>	KG
	022	----- 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	KG
0203.29		--その他のもの	
	010	----いのししのもの ----その他のもの	KG
	023	----- 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	KG
		<u>----- 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの</u>	
	024	<u>----- 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの</u>	KG
	025	<u>----- 課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの</u>	KG
	022	----- 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	KG
02.04		[略]	
02.05		[略]	
02.06		食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
0206.10		[略]	

	040	----- 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	KG
0203.22		--骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	
	010	----いのししのもの ----その他のもの	KG
	023	----- 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	KG
	021	<u>----- 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの</u>	KG
	022	----- 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	KG
0203.29		--その他のもの	
	010	----いのししのもの ----その他のもの	KG
	023	----- 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	KG
	021	<u>----- 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの</u>	KG
	022	----- 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	KG
02.04		[同左]	
02.05		[同左]	
02.06		食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	
0206.10		[同左]	

0206.29	
0206.30	—豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
010	—のししのもの —その他のもの
091	—臓器 —その他のもの
093	—課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度 価格以下のもの <u>—課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度 価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの</u>
094	<u>—課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの</u>
095	<u>—課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの</u>
099	—課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超 えるもの —豚のもの（冷凍したものに限る。）
0206.41	[略]
0206.49	—その他のもの
010	—のししのもの —その他のもの
091	—臓器 —その他のもの
093	—課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限 度価格以下のもの <u>—課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限 度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの</u>
094	<u>—課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの</u>
095	<u>—課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの</u>
099	—課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を 超えるもの
0206.80	[略]
0206.90	[略]
02.07	

0206.29		
0206.30	—豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
010	—のししのもの —その他のもの	KG
091	—臓器 —その他のもの	KG
093	—課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度 価格以下のもの <u>—課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度 価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの</u>	KG
094	<u>—課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの</u>	KG
095	<u>—課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの</u>	KG
099	—課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超 えるもの —豚のもの（冷凍したものに限る。）	KG
0206.41	[同左]	
0206.49	—その他のもの	
010	—のししのもの —その他のもの	KG
091	—臓器 —その他のもの	KG
093	—課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限 度価格以下のもの <u>—課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限 度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの</u>	KG
094	<u>—課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの</u>	KG
095	<u>—課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの</u>	KG
099	—課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を 超えるもの	KG
0206.80	[同左]	
0206.90	[同左]	
02.07		

く	[略]		く	[同左]	
02.10			02.10		
[略]			[同左]		
04.01	[略]		04.01	[同左]	
04.02	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		04.02	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	
0402.10	－粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。）		0402.10	－粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。）	
	－－砂糖を加えたもの			－－砂糖を加えたもの	
110	－－－独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号） <u>第17条第1項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	110	－－－独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号） <u>第24条第1項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
	－－－その他のもの			－－－その他のもの	
121	－－－－関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	KG	121	－－－－関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	KG
129	－－－－その他のもの	KG	129	－－－－その他のもの	KG
	－－その他のもの			－－その他のもの	
	－－－幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）			－－－幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）	
	－－－－学校等給食用のもの			－－－－学校等給食用のもの	
211	－－－－－関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	KG	211	－－－－－関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	KG
212	－－－－－その他のもの	KG	212	－－－－－その他のもの	KG

	-----飼料用のもの	
216	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの の	KG
217	-----その他のもの -----その他のもの	KG
221	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同 条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの -----その他のもの	KG
222	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの の	KG
229	-----その他のもの -----粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%を超える ものに限る。）	KG
0402.21	-----砂糖その他の甘味料を加えてないもの -----脂肪分が全重量の5%を超えるもの -----脂肪分が全重量の30%以下のもの	
111	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法 律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及 び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入す るもの	KG
119	-----その他のもの -----その他のもの	KG
121	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法 律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及 び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入す るもの	KG
129	-----その他のもの -----その他のもの -----学校等給食用のもの及び飼料用のもの -----学校等給食用のもの	KG
211	-----学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG

	-----飼料用のもの	
216	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの の	KG
217	-----その他のもの -----その他のもの	KG
221	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律 第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同 条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの -----その他のもの	KG
222	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの の	KG
229	-----その他のもの -----粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%を超える ものに限る。）	KG
0402.21	-----砂糖その他の甘味料を加えてないもの -----脂肪分が全重量の5%を超えるもの -----脂肪分が全重量の30%以下のもの	
111	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法 律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及 び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入す るもの	KG
119	-----その他のもの -----その他のもの	KG
121	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法 律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及 び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入す るもの	KG
129	-----その他のもの -----その他のもの -----学校等給食用のもの及び飼料用のもの -----学校等給食用のもの	KG
211	-----学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG

0402.29	212	-----その他のもの	KG
		-----飼料用のもの	
	216	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	217	-----その他のもの	KG
		-----その他のもの	
	221	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
		-----その他のもの	
	222	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	229	-----その他のもの	KG
		--その他のもの	
		---脂肪分が全重量の5%を超えるもの	
		----脂肪分が全重量の30%以下のもの	
	111	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
	119	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの		
121	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	
129	-----その他のもの	KG	
	---その他のもの		
211	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	

0402.29	212	-----その他のもの	KG
		-----飼料用のもの	
	216	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	217	-----その他のもの	KG
		-----その他のもの	
	221	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
		-----その他のもの	
	222	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	229	-----その他のもの	KG
		--その他のもの	
		---脂肪分が全重量の5%を超えるもの	
		----脂肪分が全重量の30%以下のもの	
	111	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
	119	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの		
121	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	
129	-----その他のもの	KG	
	---その他のもの		
211	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	



	-----その他のもの	
220	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	
	の	KG
291	-----その他のもの	KG
	-その他のもの	
0402.91	[略]	
0402.99	--その他のもの	
	---脂肪分が全重量の8%を超えるもの	
110	-----加圧容器入りにしたホイップドクリーム	KG
	-----その他のもの	
121	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
129	-----その他のもの	KG
	---その他のもの	
210	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
290	-----その他のもの	KG
04.03	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）	
0403.10	[略]	
0403.90	-その他のもの	
	--滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香料、果実若しくはナットを加えたもの	
	---脂肪分が全重量の1.5%以下のもの	
	-----バターミルクパウダーその他の固形状の物品	
	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び	

	-----その他のもの	
220	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	
	の	KG
291	-----その他のもの	KG
	-その他のもの	
0402.91	[同左]	
0402.99	--その他のもの	
	---脂肪分が全重量の8%を超えるもの	
110	-----加圧容器入りにしたホイップドクリーム	KG
	-----その他のもの	
121	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
129	-----その他のもの	KG
	---その他のもの	
210	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
290	-----その他のもの	KG
04.03	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）	
0403.10	[同左]	
0403.90	-その他のもの	
	--滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香料、果実若しくはナットを加えたもの	
	---脂肪分が全重量の1.5%以下のもの	
	-----バターミルクパウダーその他の固形状の物品	
	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び	

	び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
111	-----砂糖を加えたもの	KG
112	-----その他のもの	KG
113	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
116	-----砂糖を加えたもの	KG
117	-----その他のもの	KG
118	-----その他のもの	KG
	----脂肪分が全重量の1.5%を超え2.6%以下のもの	
	-----バターミルクパウダーその他の固形状の物品	
	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
121	-----砂糖を加えたもの	KG
122	-----その他のもの	KG
123	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
126	-----砂糖を加えたもの	KG
127	-----その他のもの	KG
128	-----その他のもの	KG
	----脂肪分が全重量の2.6%を超えるもの	
	-----バターミルクパウダーその他の固形状の物品	
	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
131	-----砂糖を加えたもの	KG
132	-----その他のもの	KG

	び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
111	-----砂糖を加えたもの	KG
112	-----その他のもの	KG
113	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
116	-----砂糖を加えたもの	KG
117	-----その他のもの	KG
118	-----その他のもの	KG
	----脂肪分が全重量の1.5%を超え2.6%以下のもの	
	-----バターミルクパウダーその他の固形状の物品	
	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
121	-----砂糖を加えたもの	KG
122	-----その他のもの	KG
123	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
126	-----砂糖を加えたもの	KG
127	-----その他のもの	KG
128	-----その他のもの	KG
	----脂肪分が全重量の2.6%を超えるもの	
	-----バターミルクパウダーその他の固形状の物品	
	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
131	-----砂糖を加えたもの	KG
132	-----その他のもの	KG

04.04	133	-----その他のもの -----その他のもの -----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	136	-----砂糖を加えたもの	
	137	-----その他のもの	
	138	-----その他のもの	
	200	--その他のもの	
	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）		
	0404.10	－ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） －滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの －脂肪分が全重量の5%以下のもの －独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
	111	-----砂糖を加えたもの	
	119	-----その他のもの -----その他のもの -----無機質を濃縮したホエイ -----関税割当制度による数量（以下この号において「無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量」という。）以内のもの	
	121	-----砂糖を加えたもの	
122	-----その他のもの -----その他のもの		
125	----- <u>関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの</u> -----その他のもの		

04.04	133	-----その他のもの -----その他のもの -----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	136	-----砂糖を加えたもの	
	137	-----その他のもの	
	138	-----その他のもの	
	200	--その他のもの	
	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）		
	0404.10	－ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） －滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの －脂肪分が全重量の5%以下のもの －独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
	111	-----砂糖を加えたもの	
	119	-----その他のもの -----その他のもの -----無機質を濃縮したホエイ -----関税割当制度による数量（以下この号において「無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量」という。）以内のもの	
	121	-----砂糖を加えたもの	
122	-----その他のもの		
129	-----その他のもの		

126	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の2 5%未満のもの	
127	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の2 5%以上45%未満のもの	
128	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の4 5%以上のもの -----その他のもの -----砂糖を加えたもの	
131	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの で、関税割当制度による数量（以下この号において「飼 料用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内 のもの -----その他のもの	
135	-----関税暫定措置法第8条の6第1項又は第9条第2項の 規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を 受けて輸入するもの -----その他のもの	
136	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの	
137	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上45%未満のもの	
138	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 45%以上のもの -----その他のもの	
141	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの で、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	
142	-----乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、関税割当 制度による数量（以下この号及び第0404.90号に おいて「乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限 度数量」という。）以内のもの -----その他のもの	
145	-----関税暫定措置法第8条の6第1項又は第9条第2項の	

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

	-----その他のもの -----砂糖を加えたもの	
131	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの で、関税割当制度による数量（以下この号において「飼 料用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内 のもの	
139	-----その他のもの	
141	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの で、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	
142	-----乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、関税割当 制度による数量（以下この号及び第0404.90号に おいて「乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限 度数量」という。）以内のもの	
149	-----その他のもの	

KG

KG

KG

KG

KG

	規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	KG			
	-----その他のもの				
146	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の				
	<u>2.5%未満のもの</u>	KG			
147	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の				
	<u>2.5%以上4.5%未満のもの</u>	KG			
148	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の				
	<u>4.5%以上のもの</u>	KG			
	----その他のもの				
	----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律				
	<u>第17条第1項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同				
	条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの				
151	-----砂糖を加えたもの	KG	151	-----砂糖を加えたもの	KG
159	-----その他のもの	KG	159	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの			-----その他のもの	
	-----無機質を濃縮したホエイ			-----無機質を濃縮したホエイ	
	-----無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量以内のもの			-----無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量以内のもの	
161	-----砂糖を加えたもの	KG	161	-----砂糖を加えたもの	KG
162	-----その他のもの	KG	162	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの			-----その他のもの	
165	-----関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携		169	-----その他のもの	KG
	協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	KG			
	-----その他のもの				
166	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の2				
	<u>5%未満のもの</u>	KG			
167	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の2				
	<u>5%以上4.5%未満のもの</u>	KG			
168	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の4				
	<u>5%以上のもの</u>	KG			
	----その他のもの			----その他のもの	
	-----砂糖を加えたもの			-----砂糖を加えたもの	

171	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの で、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの -----その他のもの	KG
175	-----関税暫定措置法第9条第2項の規定により経済連携協 定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの -----その他のもの	KG
176	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの	KG
177	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上45%未満のもの	KG
178	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 45%以上のもの -----その他のもの	KG
181	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの で、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	KG
182	-----乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用 調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの -----その他のもの	KG
185	-----関税暫定措置法第8条の6第1項又は第9条第2項の 規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を 受けて輸入するもの -----その他のもの	KG
186	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの	KG
187	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上45%未満のもの	KG
188	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 45%以上のもの	KG
200	-----その他のもの	KG
0404.90	[略]	
04.05	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド	
0405.10	－バター	

171	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの で、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	KG
179	-----その他のもの	KG
181	-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの で、飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	KG
182	-----乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用 調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの	KG
189	-----その他のもの	KG
200	-----その他のもの	KG
0404.90	[同左]	
04.05	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド	
0405.10	－バター	

	— 脂肪分が全重量の 8.5% 以下のもの	
110	— 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第 17 条第 1 項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
	— その他のもの	
121	— 関税割当制度による数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの	KG
129	— その他のもの	KG
	— その他のもの	
210	— 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第 17 条第 1 項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
	— その他のもの	
221	— 共通の限度数量以内のもの	KG
229	— その他のもの	KG
0405.20	— デイリースプレッド	
010	— 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第 17 条第 1 項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
090	— その他のもの	KG
0405.90	— その他のもの	
	— 脂肪分が全重量の 8.5% 以下のもの	
110	— 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第 17 条第 1 項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
190	— その他のもの	KG
	— その他のもの	
210	— 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第 17 条第 1 項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
	— その他のもの	
221	— 共通の限度数量以内のもの	KG

	— 脂肪分が全重量の 8.5% 以下のもの	
110	— 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第 24 条第 1 項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
	— その他のもの	
121	— 関税割当制度による数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの	KG
129	— その他のもの	KG
	— その他のもの	
210	— 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第 24 条第 1 項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
	— その他のもの	
221	— 共通の限度数量以内のもの	KG
229	— その他のもの	KG
0405.20	— デイリースプレッド	
010	— 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第 24 条第 1 項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
090	— その他のもの	KG
0405.90	— その他のもの	
	— 脂肪分が全重量の 8.5% 以下のもの	
110	— 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第 24 条第 1 項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
190	— その他のもの	KG
	— その他のもの	
210	— 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第 24 条第 1 項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
	— その他のもの	
221	— 共通の限度数量以内のもの	KG

04.06	229	-----その他のもの	KG	04.06	229	-----その他のもの	KG
04.10		[略]		04.10		[同左]	
[略]				[同左]			
11.01		[略]		11.01		[同左]	
11.07				11.07			
11.08		でん粉及びびイヌリン		11.08		でん粉及びびイヌリン	
		ーでん粉				ーでん粉	
1108.11		[略]		1108.11		[同左]	
1108.12		---とうもろこしでん粉（コーンスターチ）		1108.12		---とうもろこしでん粉（コーンスターチ）	
		----関税割当制度による数量（以下この項及び第19.01項において「でん粉等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの				----関税割当制度による数量（以下この項及び第19.01項において「でん粉等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	
010		----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの	KG	010		----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの	KG
020		----その他のもの	KG	020		----その他のもの	KG
		<u>---その他のもの</u>		<u>090</u>		<u>---その他のもの</u>	<u>KG</u>
		<u>091</u>					
		<u>----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの</u>	<u>KG</u>				
		<u>099</u>					
		<u>----その他のもの</u>	<u>KG</u>				
1108.13		---ばれいしよでん粉		1108.13		---ばれいしよでん粉	
		---でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの				---でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	
010		----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの	KG	010		----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの	KG
020		----その他のもの	KG	020		----その他のもの	KG
		<u>---その他のもの</u>		<u>090</u>		<u>---その他のもの</u>	<u>KG</u>
		<u>091</u>					
		<u>----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの</u>	<u>KG</u>				



		<u>性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの</u>	
	099	<u>-----その他のもの</u>	
1108.14		---マニオカ（カッサバ）でん粉	
		----でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	
	010	----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの	
	020	----その他のもの	
		<u>----その他のもの</u>	
	091	<u>----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの</u>	
	099	<u>----その他のもの</u>	
1108.19		---その他のでん粉	
		----サゴでん粉	
		----でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	
	011	-----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの	
	012	-----その他のもの	
		<u>-----その他のもの</u>	
	017	<u>-----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの</u>	
	018	<u>-----その他のもの</u>	
		----その他のもの	
		----でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの	
	091	-----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可	

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

KG

1108.14

---マニオカ（カッサバ）でん粉

----でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの

010

----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの

020

----その他のもの

090

----その他のもの

1108.19

---その他のでん粉

----サゴでん粉

----でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの

011

-----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの

012

-----その他のもの

019

-----その他のもの

091

-----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可

KG

KG

KG

KG

KG

KG

		溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの	KG			溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの	KG
	092	-----その他のもの	KG		092	-----その他のもの	KG
		<u>-----その他のもの</u>			<u>099</u>	<u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>
	097	-----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの	KG				
	098	-----その他のもの	KG				
1108.20		[略]		1108.20		[同左]	
11.09		[略]		11.09		[同左]	
		[略]				[同左]	
18.01		[略]		18.01		[同左]	
18.05		[略]		18.05		[同左]	
18.06		チョコレートその他のココアを含有する調製食料品		18.06		チョコレートその他のココアを含有する調製食料品	
1806.10		ーココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		1806.10		ーココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	
		<u>ー砂糖を加えたもの</u>			<u>100</u>	<u>ー砂糖を加えたもの</u>	<u>KG</u>
	110	ーしよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	KG				
	190	ーその他のもの	KG				
	200	ーその他のもの	KG		200	ーその他のもの	KG
1806.20		ーその他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）		1806.20		ーその他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）	
		ー第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の10%未満のものに限る。）				ー第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の10%未満のものに限る。）	
		ーミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）				ーミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）	
	311	ーその他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG	311		ーその他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	319	ーその他のもの	KG	319		ーその他のもの	KG

	----	その他のもの	
321	----	砂糖を加えたもの	KG
322	----	その他のもの	KG
	--	その他のもの	
	----	砂糖を加えたもの	
	----	チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペ ースト状の調製品	
112	-----	チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重 量の50%以上のもの	KG
	-----	その他のもの	
113	-----	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG
119	-----	その他のもの	KG
	-----	その他のもの	
121	-----	しよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	KG
129	-----	その他のもの	KG
	----	その他のもの	
210	----	チョコレートの製造用のココアを含有する調製食料品について 、当該年度におけるチョコレートの製造用の当該調製食料品及 び粉乳の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量以内の もの	KG
290	----	その他のもの -その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）	KG
1806.31		[略]	
1806.32	--	詰物をしてないもの	
100	----	チョコレート菓子 -その他のもの -砂糖を加えたもの	KG
212	-----	チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重 量の50%以上のもの	KG
	-----	その他のもの	
213	-----	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG
219	-----	その他のもの	KG

	----	その他のもの	
321	----	砂糖を加えたもの	KG
322	----	その他のもの	KG
	--	その他のもの	
	----	砂糖を加えたもの	
	----	チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペ ースト状の調製品	
111	-----	チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重 量が最大のもの	KG
119	-----	その他のもの	KG
190	----	その他のもの	KG
	----	その他のもの	
210	----	チョコレートの製造用のココアを含有する調製食料品について 、当該年度におけるチョコレートの製造用の当該調製食料品及 び粉乳の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量以内の もの	KG
290	----	その他のもの -その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）	KG
1806.31		[同左]	
1806.32	--	詰物をしてないもの	
100	----	チョコレート菓子 -その他のもの -砂糖を加えたもの	KG
211	-----	チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重 量が最大のもの	KG
219	-----	その他のもの	KG

1806.90	220	-----その他のもの	KG	1806.90	220	-----その他のもの	KG
		-その他のもの				-その他のもの	
	100	--チョコレート菓子	KG		100	--チョコレート菓子	KG
		--その他のもの				--その他のもの	
		---第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（コア粉の含有量が全重量の10%未満のものに限る。）				---第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（コア粉の含有量が全重量の10%未満のものに限る。）	
		-----ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）				-----ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）	
	311	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG		311	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
	319	-----その他のもの	KG		319	-----その他のもの	KG
		-----その他のもの				-----その他のもの	
	321	-----砂糖を加えたもの	KG		321	-----砂糖を加えたもの	KG
	322	-----その他のもの	KG		322	-----その他のもの	KG
		----その他のもの				----その他のもの	
		-----砂糖を加えたもの				-----砂糖を加えたもの	
	212	-----チューインガムその他の砂糖菓子及びしょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの	KG		211	-----チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG
		-----その他のもの				-----その他のもの	
	213	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG				
	219	-----その他のもの	KG				
	220	-----その他のもの	KG		220	-----その他のもの	KG
[略]				[同左]			
20.01		[略]		20.01		[同左]	
20.04				20.04			
20.05		調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍していないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）		20.05		調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍していないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）	
2005.10		[略]		2005.10		[同左]	
2005.20		[略]		2005.20		[同左]	
2005.40		-えんどう（ピスム・サティヴム）		2005.40		-えんどう（ピスム・サティヴム）	

		--砂糖を加えたもの	
	110	---さや付きのもの	KG
		<u>---その他のもの</u>	
	<u>191</u>	<u>-----しよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの</u>	<u>KG</u>
	<u>199</u>	<u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>
		--その他のもの	
		---気密容器入りのもの（容器とも1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	
	211	-----さや付きのもの	KG
	212	-----その他のもの	KG
		---その他のもの	
	221	-----さや付きのもの	KG
	222	-----その他のもの	KG
2005.51		—ささげ属又はいんげんまめ属の豆	
		--さやを除いた豆	
		---砂糖を加えたもの	
	110	-----気密容器入りのもの（豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。）	KG
		<u>-----その他のもの</u>	
	<u>191</u>	<u>-----しよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの</u>	<u>KG</u>
	<u>199</u>	<u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>
	200	---その他のもの	KG
2005.59		[略]	
2005.99		[略]	
20.06		[略]	
20.09		[略]	
[略]			
21.01		コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキ	

		--砂糖を加えたもの	
	110	---さや付きのもの	KG
	<u>190</u>	<u>---その他のもの</u>	<u>KG</u>
		--その他のもの	
		---気密容器入りのもの（容器とも1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	
	211	-----さや付きのもの	KG
	212	-----その他のもの	KG
		---その他のもの	
	221	-----さや付きのもの	KG
	222	-----その他のもの	KG
2005.51		—ささげ属又はいんげんまめ属の豆	
		--さやを除いた豆	
		---砂糖を加えたもの	
	110	-----気密容器入りのもの（豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。）	KG
	<u>190</u>	<u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>
	200	---その他のもの	KG
2005.59		[同左]	
2005.99		[同左]	
20.06		[同左]	
20.09		[同左]	
[同左]			
21.01		コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキ	

	ス、エッセンス及び濃縮物	
	ーコーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品	
2101.11	ーエキス、エッセンス及び濃縮物	
	――砂糖を加えたもの	
<u>110</u>	<u>―――しよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの</u>	<u>KG</u>
<u>190</u>	<u>―――その他のもの</u>	<u>KG</u>
	―――その他のもの	
210	―――インスタントコーヒー	KG
290	―――その他のもの	KG
2101.12	ーエキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品	
	――エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品	
	―――砂糖を加えたもの	
<u>111</u>	<u>―――しよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの</u>	<u>KG</u>
<u>112</u>	<u>―――その他のもの</u>	<u>KG</u>
	―――その他のもの	
121	―――インスタントコーヒー	KG
122	―――その他のもの	KG
	―――コーヒーをもととした調製品	
	―――ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの	
	―――乳脂肪分が全重量の30%以下のもの	
231	―――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
232	―――その他のもの	KG
	―――その他のもの	
236	―――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
237	―――その他のもの	KG
	―――その他のもの	
	―――砂糖を加えたもの	
	―――しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの	
241	―――各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG

	ス、エッセンス及び濃縮物	
	ーコーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品	
2101.11	ーエキス、エッセンス及び濃縮物	
	――砂糖を加えたもの	
<u>100</u>	<u>―――砂糖を加えたもの</u>	<u>KG</u>
	―――その他のもの	
210	―――インスタントコーヒー	KG
290	―――その他のもの	KG
2101.12	ーエキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品	
	――エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品	
	―――砂糖を加えたもの	
<u>110</u>	<u>―――砂糖を加えたもの</u>	<u>KG</u>
	―――その他のもの	
121	―――インスタントコーヒー	KG
122	―――その他のもの	KG
	―――コーヒーをもととした調製品	
	―――ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの	
	―――乳脂肪分が全重量の30%以下のもの	
231	―――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
232	―――その他のもの	KG
	―――その他のもの	
236	―――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	KG
237	―――その他のもの	KG
	―――その他のもの	
	―――砂糖を加えたもの	
	―――しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの	
241	―――各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	KG

242	-----その他のもの	
246	-----その他のもの	
249	-----その他のもの	
2101.20	[略]	
2101.30	[略]	
21.02		
}	[略]	
21.05		
21.06	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	
2106.10	[略]	
2106.90	－その他のもの	
	－－ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上の調製品	
	－－－乳脂肪分が全重量の30%以下のもの	
	－－－－その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
111	－－－－アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした 栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	
112	－－－－その他のもの	
119	－－－－その他のもの	
	－－－－その他のもの	
	－－－－調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の30% を超え70%以下のものに限る。）	
	－－－－関税割当制度による数量以内のもの	
121	－－－－ニュージーランドを原産地とするもの	
122	－－－－その他のもの	
123	－－－－その他のもの	
	－－－－その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
124	－－－－アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした 栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	
125	－－－－その他のもの	
129	－－－－その他のもの	
	－－その他のもの	

KG	242	-----その他のもの	KG
KG	246	-----その他のもの	KG
KG	249	-----その他のもの	KG
	2101.20	[同左]	
	2101.30	[同左]	
	21.02		
	}	[同左]	
	21.05		
	21.06	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	
	2106.10	[同左]	
	2106.90	－その他のもの	
		－－ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上の調製品	
		－－－乳脂肪分が全重量の30%以下のもの	
		－－－－その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
KG	111	－－－－アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした 栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	KG
KG	112	－－－－その他のもの	KG
KG	119	－－－－その他のもの	KG
		－－－－その他のもの	
		－－－－調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の30% を超え70%以下のものに限る。）	
		－－－－関税割当制度による数量以内のもの	
KG	121	－－－－ニュージーランドを原産地とするもの	KG
KG	122	－－－－その他のもの	KG
KG	123	－－－－その他のもの	KG
		－－－－その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	
KG	124	－－－－アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした 栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	KG
KG	125	－－－－その他のもの	KG
KG	129	－－－－その他のもの	KG
		－－その他のもの	

	<p>---米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の30%を超える調製食品</p> <p>----米の含有量が全重量の30%を超えるもの</p>	
517	<p>-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	KG
518	<p>-----その他のもの</p> <p>----その他のもの</p> <p>-----小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの</p>	KG
214	<p>-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	KG
215	<p>-----その他のもの</p> <p>-----大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの</p>	KG
216	<p>-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	KG
219	<p>-----その他のもの</p> <p>----その他のもの</p> <p>----糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）</p>	KG
221	<p>-----分蜜糖のもの</p>	KG

	<p>---米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の30%を超える調製食品</p> <p>----米の含有量が全重量の30%を超えるもの</p>	
517	<p>-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	KG
518	<p>-----その他のもの</p> <p>----その他のもの</p> <p>-----小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの</p>	KG
214	<p>-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	KG
215	<p>-----その他のもの</p> <p>-----大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの</p>	KG
216	<p>-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>	KG
219	<p>-----その他のもの</p> <p>----その他のもの</p> <p>----糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）</p>	KG
221	<p>-----分蜜糖のもの</p>	KG



229	-----その他のもの	KG
230	-----チューインガム	KG
240	-----こんにやく	KG
	-----飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの (アルコール分が0.5%を超えるものに限る。)	
246	-----果汁をもととした調製品(アルコール分が1%未満のものに限る。)	KG
247	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
	-----砂糖を加えたもの	
	-----おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと	
<u>252</u>	<u>-----しよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの</u>	<u>KG</u>
	-----その他のもの	
<u>253</u>	<u>-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの</u>	<u>KG</u>
<u>259</u>	<u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>
	-----ビタミンをもととした栄養補助食品	
	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	
261	-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	KG
262	-----その他のもの	KG
269	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
	-----しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの	
	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	
271	-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	KG
272	-----その他のもの	KG
273	-----各成分のうち第1212.21号の物品の重量が最大のもの	KG
279	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
281	-----小売用の容器入りにしたもので、容器ともの1個の重量が500グラム以下のもの	KG
282	-----しよ糖の含有量が全重量の85%以上のもの(小売用	

229	-----その他のもの	KG
230	-----チューインガム	KG
240	-----こんにやく	KG
	-----飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの (アルコール分が0.5%を超えるものに限る。)	
246	-----果汁をもととした調製品(アルコール分が1%未満のものに限る。)	KG
247	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
	-----砂糖を加えたもの	
	-----おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと	
<u>251</u>	<u>-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの</u>	<u>KG</u>
<u>259</u>	<u>-----その他のもの</u>	<u>KG</u>
	-----ビタミンをもととした栄養補助食品	
	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	
261	-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	KG
262	-----その他のもの	KG
269	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
	-----しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの	
	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	
271	-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	KG
272	-----その他のもの	KG
273	-----各成分のうち第1212.21号の物品の重量が最大のもの	KG
279	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
281	-----小売用の容器入りにしたもので、容器ともの1個の重量が500グラム以下のもの	KG
282	-----しよ糖の含有量が全重量の85%以上のもの(小売用	

	の容器入りにしたもの（容器とも１個の重量が５００グラム以下のものに限る。）、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器とも１個の重量が５００グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が１キログラムにつき２５７円を超えるものを除く。）	KG
	-----その他のもの	
	-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	
283	-----小売用の容器入りにしたもの（容器とも１個の重量が５００グラム以下のものに限る。）	KG
284	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
510	-----砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のもの	KG
590	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
291	-----調製食用脂（第０４．０５項の物品の含有量が全重量の１５％を超え３０％未満のものに限る。）	KG
	-----アルコールを含有しない飲料のもと	
292	-----おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	KG
293	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
294	-----第０４．１０項の物品のもの	KG
	-----その他のもの	
	-----ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	
295	-----ビタミンをもととした栄養補助食品	KG
296	-----植物性たんぱくを加水分解したもの	KG
	-----その他のもの	
301	-----たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める	

	の容器入りにしたもの（容器とも１個の重量が５００グラム以下のものに限る。）、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器とも１個の重量が５００グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が１キログラムにつき２５７円を超えるものを除く。）	KG
	-----その他のもの	
	-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	
283	-----小売用の容器入りにしたもの（容器とも１個の重量が５００グラム以下のものに限る。）	KG
284	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
510	-----砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のもの	KG
590	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
291	-----調製食用脂（第０４．０５項の物品の含有量が全重量の１５％を超え３０％未満のものに限る。）	KG
	-----アルコールを含有しない飲料のもと	
292	-----おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	KG
293	-----その他のもの	KG
	-----その他のもの	
294	-----第０４．１０項の物品のもの	KG
	-----その他のもの	
	-----ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの	
295	-----ビタミンをもととした栄養補助食品	KG
296	-----植物性たんぱくを加水分解したもの	KG
	-----その他のもの	
301	-----たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める	

		物品に政令で定める調製を加えたものに限る。)		KG			物品に政令で定める調製を加えたものに限る。)		KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		-----ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）その他の 第1212.21号の物品のもの					-----ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）その他の 第1212.21号の物品のもの		
297		-----ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）		KG	297		-----ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）		KG
401		-----長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したの もので、1枚の面積が430平方センチメート ル以下のもの（調味したものを除く。）	TH	KG	401		-----長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したの もので、1枚の面積が430平方センチメート ル以下のもの（調味したものを除く。）	TH	KG
298		-----その他のもの		KG	298		-----その他のもの		KG
299		-----その他のもの		KG	299		-----その他のもの		KG
[略]					[同左]				
44.01		[略]			44.01		[同左]		
44.11					44.11				
44.12		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材			44.12		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		
4412.10		[略]			4412.10		[同左]		
		-----その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもの で各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。）					-----その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもの で各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。）		
4412.31		-----少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの -----少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッ ドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ 、アカジョアフリカ、サペリ、パイロラ、マホガニー（スウィエ テニア属のもの）、パリッサンドルバラ、パリッサンドルリオ又 はパリッサンドルロゼのもの -----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに 類する表面加工をしたもの			4412.31		-----少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの -----少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッ ドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ 、アカジョアフリカ、サペリ、パイロラ、マホガニー（スウィエ テニア属のもの）、パリッサンドルバラ、パリッサンドルリオ又 はパリッサンドルロゼのもの -----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに 類する表面加工をしたもの		
111		-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をし たもの	CM	SM	111		-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をし たもの	CM	SM
191		-----その他のもの	CM	SM	191		-----その他のもの	CM	SM
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		-----厚さが6ミリメートル未満のもの					-----厚さが6ミリメートル未満のもの		
911		-----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM	911		-----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM

921	-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの -----その他のもの	CM	SM
931	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM
941	-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM
951	-----厚さが24ミリメートル以上のもの -----その他のもの -----少なくとも一の外面の単板がアビュラ、アフロルモシア、アコ 、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アゾベ、バ ラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セ ドロ、ダベーマ、ジベツ、ドウシエ、フラミレ、フレイジョ、 フロメイジャー、フーマ、グロンガン、イロンバ、インブイア 、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジ ョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシボ、コチベ、 コト、ロウロ、マカランドゥバ、マコレ、マンディオケイラ、 マンソニア、メン克蘭、メラランチバカウ、メラワン、メルバ ウ、メルバウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オ ンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック（かりん） 、パルダオ、パリッサンドルグアテマラ、パウアマレロ、パウ マーフィム、ブライ、ブナ、クアルバ、ラミン、サキサキ、セ プター、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、ト ラ、ホワイトメラランチ、ホワイトセラヤ又はイエローメラランチ のもの -----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これら に類する表面加工をしたもの	CM	SM
112	-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工を したもの	CM	SM
192	-----その他のもの -----その他のもの -----厚さが6ミリメートル未満のもの	CM	SM
912	-----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM
922	-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの -----その他のもの	CM	SM

921	-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの -----その他のもの	CM	SM
931	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM
941	-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM
951	-----厚さが24ミリメートル以上のもの -----その他のもの -----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに 類する表面加工をしたもの	CM	SM
119	-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をし たもの	CM	SM
199	-----その他のもの -----その他のもの -----厚さが6ミリメートル未満のもの	CM	SM
919	-----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM
929	-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの -----その他のもの	CM	SM
939	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM
949	-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM
959	-----厚さが24ミリメートル以上のもの	CM	SM

	932	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM				
	942	-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの						
		の	CM	SM				
	952	-----厚さが24ミリメートル以上のもの	CM	SM				
		-----その他のもの						
		-----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの						
	118	-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM				
	198	-----その他のもの	CM	SM				
		-----その他のもの						
		-----厚さが6ミリメートル未満のもの						
	918	-----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM				
	928	-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	CM	SM				
		-----その他のもの						
	938	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM				
	948	-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの						
		の	CM	SM				
	958	-----厚さが24ミリメートル以上のもの	CM	SM				
4412.33					4412.33			
}	[略]				}	[同左]		
4412.99					4412.99			
44.13					44.13			
}	[略]				}	[同左]		
44.21					44.21			
[略]					[同左]			